

「周死期」における 高齢者支援

—契約家族にできること—(後編)



Aruga Tohru

有賀 徹

(独立行政法人労働者健康安全機構理事)

特別
対談

Matsushima Nyokai

松島如戒

(NPO りすシステム相談役)



やっぱり付きもの： 事業継続にまつわるお金の話

有賀 システムはでき上がった。運営はどうだったのですか。

松島 結局この種のものというのは、通常は「こうしたサービスを始めればみんなが喜ぶだろう」とか、「利益につながるよね」といったことでやるわけですが、りすシステムに関しては、本当に困っている人たちが、「何とかならないか」「じゃあ一緒に考えて何とかしよう」ということでつくり上げた仕組みなのです。ですからもっとわあーっと広がってほしいと思うのですが、これがまた広がらないんですよ。

有賀 せっかくみんなで考えてつくり上げたシステムがなぜ広がらなかったのでしょうか。

松島 広がらない理由はいろいろあると思うのですが、1つは、よくよく困らないと人は死んだあとのことにまでお金をかけたり、手間暇かけたりはしないということ。私たちは営利目的で始めたわけではありませんが、組織を維持して、亡くなったあとのことを決めて、決めたことを情報としてデータ管理し、必要に応じてそのデータを取り出し、サービスを提供するわけですので、それにはそれなりに費用がかかってきます。いちばんはじめは会員の方から入会金として3万円だけいただいていたのですが、もちろんそれだけでは賄えませんので、巣鴨の別荘から毎月200万円ほど送金して運用していたのです。200万円というのはけっこう大きな額ですが、やめるわけにはいきません。2000年にりすシステムはNPOになったのですが、そのころには葬式など死後のことだけでなく老人ホームの入居時の保証ですとか、手術の立ち合いなどの生きてる間のサービス

もだいぶ増えてきましたので、そのため会員の負担を20万円+公正証書の作成費用7~8万円とさせていただきます。20万円の出費というのはやはり大きいじゃないですか。そういうことが広がらない理由だろうと。

有賀 生命保険を介して支払いが行われる仕組みをつくったとお話がありましたよね。それはどうだったのでしょうか。生命保険というのは基本的には統計学ですよ。

松島 そうです。

有賀 必ず人が亡くなることを前提にした生命保険のお金の流れというのは、どう考えるのでしょうか。例えば病気になったら支払われる保険がありますよね。あれは加入者みんながみんな、病気になるわけじゃなくて、病気になるのは一部の加入者なので、保険会社としては成り立つわけですから。生命保険のシステムでいうと、ある一定の期間に亡くなったらこれだけ支払いますよという話ですから、いずれ亡くなったらお支払いしますとはなっていないわけですよ。つまり僕が思うに、亡くなったときにお願います、という話でいきますと、みんな死ぬわけですから、かかってくる費用の正味をいただいでおかないと話が成り立たないと思うのですが…。

松島 生命保険は一種の金融ですから、加入者から受け取った保険料を運用して、加入者が亡くなったときに一般的にはその家族に、あるいは家族ではない第三者に保険金を支払います。バブル経済のころは予定利率が5%ほどでしたから、生命保険のほうも最初はうまく回っていたのです。ところがバブル崩壊後の超低金利政策の影響から、提携していた会社が破綻してしましまして、そこを引き継いだ外資系の生命保険会社では、予定利率が1.5%まで引き下がってしまいました。ただ、りすシステムとしては最初のときに生命保険でやったから、立ち上げられたのだと思います。私たちは営利事業ではありませんが、お金の伴う話というのは本当に大変です。

有賀 今はどれくらいの費用でやられているのですか。

松島 生きておられるうちから、お亡くなりになったあとまでお世話させていただく、つまり周死期の3

ステージすべてに対応できるサービスを例に申しますと、生前契約にかかる費用として30万円。ここには公正証書作成費も含まれます。それと生前事務・死後事務に必要な費用の預託金として70万円です。預託金の管理はりすシステムとは別法人のNPO日本生前契約等決済機構が行っています。こちらの機構はりすシステムが行った仕事を確認したうえで、預託金のなかから支払いを代行します。預託金は解約時(死亡時)に未使用分が返金されます。

有賀 100万円で何とかできるのですか。

松島 何とかしています。25年もやっていますとご遺贈いただけるケースも増えてまいりましたので。ただし、これはやはり不安定なわけですよ。また今、預託金の管理をNPOの決済機構が行っていると申しましたが、これはやはり本来の姿ではないんですね。決済機構の本来業務は、りすシステムが提供したサービスが契約内容のとおりであったか、適正なものであったかの監視です。りすシステムの提供するサービスは有償ですので、会員の方にはその費用をお支払いいただくことになるのですが、亡くなられたあとではご自身でお支払いいただくことができません。現状ではその支払いを決済機構が担っているのですが、将来的には決済機構から支払い機能を分離して監視の役割に特化し、別の機関が支払いを実行する仕組みをつくりたいと考えています。そのへんは少し具体的に構想しているところです。

身元保証はなぜ必要か？

有賀 先ほどから度々話に出てきています保証、あるいは身元保証のことについても少し確認しておきたいです。行政の見解としては一応、身元保証人がいないからといって、介護施設などは入所希望者の入所を拒んではならないといっているわけですよ。でも現実問題として、りすシステムでは身元保証の役割が大きいと。

松島 今、りすシステムの会員のうち960人ほどが病院や介護施設に入院・入居してしまっていて、りすシステムが身元保証をしています。名称は連帯保証であったり、身元引受人であったり、身元保証人であっ

有賀 徹 Aruga Tohru

1994年 昭和大学医学部教授、昭和大学病院救急医学科診療科長
1997年 昭和大学医学部救急医学講座主任、同年9月、昭和大学病院救命救急センター長
2000年 昭和大学病院副院長
2011年 4月同病院長
2016年 独立行政法人労働者健康安全機構理事、昭和大学名誉教授

松島如戒 Matsushima Nyokai

1990年 血縁を超えて入る合葬墓もやいの碑を建立し、もやいの会を設立
1993年 任意後見・生前契約受託機関りすシステム設立
2000年 契約監視機関NPO日本生前契約等決済機構を設立。同年、りすシステムもNPO認証を受ける
2009年 NPO地球に恩返し森づくり推進機構を設立

たりとさまざまなのですが、その役割は亡くなられたときのご遺体の引き取り、荷物の片づけ、病院・施設への費用の支払いなどであり、これらは一般的なものです。先生のおっしゃるとおり、確かに行政は身元保証人は不要であるといっています。ただ実際には厚生労働省の調査結果にもありますように、介護施設の95%以上が入所時に本人以外の署名を求めています。具体的にどのような役割を施設側が身元保証人に求めているかといいますと、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避であったり、本人の能力が衰えた場合における身上保護および財産管理などであったりということです。また、りすシステムでは、病気などで意識レベルが低下している入所者の方に医療が必要になった際など、事前意思表示書に従って医療同意のサポートや代行なども行っています。これなども介護施設では対応が難しいのではないかと思います。もともとは「死んだら葬式をあげてくれ」というところから始まったのですが、最近では本当に保証の役割が増えています。

有賀 実態はそういうことなのですね。

松島 それと保証人といいますと、一方的に施設側に対して責任を負うといった側面のみ注目されますが、もう一方では入居者の人権を守るという重要な役割があると思うのです。施設での虐待やいじめの問題はけっこう深刻です。身近に誰も対応できる人がいないのであれば、私たちが保証人として対応しなければなりません。今は生活圏が広域化していますから親と子が遠く離れて暮らしていることは珍しくありません。それと家族が保証人の場合、施設側に何かいったら入居者が職員からひどい仕打ちを受けるのではないかと考え、ついつい口をつぐんでしまうこともあるでしょう。ですから、私たちのよう

な法人が保証人であることのほうがいい場合もあるのです。

有賀 なるほど。保証人の役割に関する重要な指摘ですね。

契約家族は非営利に徹すべし

有賀 今後、さらに高齢者の独居世帯は増えていきます。契約家族のような高齢者サービスの需要も増していくと思われます。そうした状況に向けて最後に一言いただいて、この対談を終えたいと思います。

松島 数年前に私たちがやっているような、生前契約に似たような事業を行っている公益財団法人が経営破綻して、多くの方々が被害にあわれました。破綻の主な原因としては、チェック機関があるにはあったのですが、十分に機能していなかったためといわれています。今、本当に見様見真似でやっているようなところが増えてきているのです。それで消費者委員会が調査に乗り出したり、消費者向けに啓発資料を作成したりしていますが、どこまで効果があるかまだわかりません。そろそろきちんとした第三者監視機関が必要かもしれません。申し上げておきたいのはこの事業は決して儲からない、ということです。儲けを求めてやるようなことではないのです。非営利に徹しなければなりません。それだけを最後に申し上げておきたいと思います。

有賀 今日は契約家族、りすシステム誕生のお話から、運営にまつわるお金の話、身元保証人の役割についてまで、いろいろと興味深いお話をお伺いすることができました。どうもありがとうございました。

(了)